

船舶事故等調査報告書

平成21年5月28日

運輸安全委員会(海事専門部会)議決

事故等番号	2009仙第29号	
事故等名	貨物船第十二勝栄丸乗揚	
発生年月日時刻	平成20年12月18日08時30分ごろ	
発生場所	新潟県佐渡島住吉海岸 (概位 北緯38° 04.0'、東経138° 28.0')	
事故等調査の経過	調査の概要:平成21年3月4日仙台・地方事故調査官が海難報告書を入手 原因関係者からの意見聴取:意見なし	
事実情報	船種・船名・総トン数 貨物船 第十二勝栄丸 457トン 船舶番号 120090 船舶所有者 株式会社水嶋海事工業	
乗組員等に関する情報	船長 四級海技士(航海)	
負傷者	なし	
損傷	推進器損傷	
事故等の経過	本船は、新潟県佐渡島両津港東方に隣接する住吉海岸に養浜砂投入の目的で住吉海岸の作業現場に接近したところ、平成20年12月18日08時30分ごろ、船尾に衝撃を感じた。 翌日、潜水夫による調査の結果、推進器損傷が発見されたが、航行や作業に支障がなく航海を続け、その後造船会社に入渠して修理された。 当時、天気は曇りで風力5の西風が吹き、潮候は下げ潮の中央期であった。	
分析	気象・海象の関与 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 判明した事項の解析	なし あり なし 本船は、養浜砂投入予定水域に接近する際に、潮候及び船位の確認を十分に行わなかったものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、養浜砂投入予定水域に接近する際に、潮候及び船位の確認を十分に行わなかったため、浅所に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。	
その他の事項	なし	